

国籍に注目する意味

異文化コミュニケーションについて議論するとき、ほとんどの場合、異文化への無知や誤解が差別につながり、対立や摩擦をうんでしまう、だから相互理解が必要だというアプローチをとっている。しかし、わたしたちは、ただ「文化がちがう」だけではない。ある人は、その人の社会的属性、生活様式などによって、制度上の差別によって権利が制限されている。その一方で、多数派に属する人は、そういった差別があることすら意識していないことがある。このような状況のなかで、人はコミュニケーションをしている。

無機質な「AとB」がむきあい会話をしているのではない。ただ文化のちがう「□と△」がコミュニケーションをしているのではない。むきあっている相手と自分とでは、保障されている権利に差があることがある。その一例が、国籍による差別である。

国籍とは、なんだろうか。国籍がもつ意味や機能をふだんの生活でどれくらい意識しているだろうか。日本には、日本国籍の人、外国籍の人、無国籍の人、日本政府が国籍と認定していない籍の人、在留資格のない外国籍の人（非正規滞在者）がいる。日本国籍の人は「無国籍」の人が存在することさえ、知らない場合がある。山本敬三（やまもと・けいぞう）はつぎのようにのべている。

これほど国際化した世界の中に身を置くことになったわれわれ日本人も、しかしながら、国籍というものについて意識することはあまりないようである。何事につけ、ある事柄をそれとしてとくに意識しないですむということは幸いなことである。しかし、意識することがないからといってその事柄を知らなくてよいということにはならないし、また意識しなければならぬ状態でありながら、あえてそれを避けて通り、そのために多くの人々が苦悩しているという現実がもしも存在しているとすれば、結果的には、それは社会的不正義に加担していることにならないであろうか。

国籍は、まさにそのようなものと考えてよいであろう（やまもと1979）。

おなじように、もりき和美（もりき・かずみ）はつぎのように指摘している。

まず国家があるのではなく、個人が生かされるために国家があることを信じたい。空気のように、国籍についても日頃その意味を問うてみたりしないが、個人の基本的な権利が国境を越えて考えられなければならない時代を私たちは迎えている。日本人＝日本民族＝日本国籍＝日本市民（住民）という図式をどう描きなおすか、それは私たちの地域社会、ひいては日本社会をどう作っていくかという問題に直面する（もりき1995:12）。

日本社会における国籍のありかたについて議論するということは、国際的な視点から、日本という国のありかた、憲法や法律にスポットライトをあてるということだ。ここでは、日本社会における国籍の歴史と現在に注目する。

オールドカマーの戦後史

1945年に日本が敗戦するまで、朝鮮人と台湾人（植民地出身者）は、日本国籍だった。なおかつ、朝鮮戸籍と台湾戸籍という日本人の戸籍（内地戸籍）とは別のわくぐみで規定されていた。これは同化を強制しながら、同一の権利は保障しないためのものだった（えんどう2010）。ここでは、敗戦後のなぐれをみてみよう。

敗戦を迎えた日本政府は、「国体護持」をなにも優先させて、朝鮮、台湾、沖縄、千島などの保有を断念した。と同時に、戦前・戦中の「内鮮一体」、「一視同仁」、「日鮮同祖」といった多民族帝國的色合いの濃いイデオロギーを即座に捨てた。そして、GHQの対朝鮮人姿勢が明らかになる前に、内地在住の朝鮮人が内地人と同等の権利を獲得しないよう先手にでた。女性の参政権を初めて保障した1945年12月の衆議院選挙法改正だが、日本政府はそこに「内地」に限る「戸籍条項」を設け、「外地」籍者の選挙・被選挙権を「当分の間」「停止」と定めた。皮肉なことに、直前の12月20日付けの内務省の草案は、「内地在住朝鮮人・台湾人に選挙権を与え

るための特別処置」が必要であるとしていた。そこには、終戦によって植民地人ではなくなった在住朝鮮人の活発な政治運動を見て、この人たちに参政権を認めればその運動が天皇制廃止にもつながりかねないと恐れた、日本政府の強い危機感があった。…中略…

帝国憲法の改定作業が始まった1946年2月から4月にかけて、日本政府は在日朝鮮人の権利にさらに巧妙な仕掛けをした。マッカーサーが提示した新憲法草案には、在日朝鮮人に関する二つの条文（第13条と第16条）が含まれていた。第13条には「全ての自然人は、法の前に平等である。人種、（中略）出身国により政治的関係、経済的関係または社会的関係において差別がなされてはならない」、第16条には「外国人は法の平等な保障を受け」と、それぞれ規定されていた。しかし日本政府は、その「マッカーサー草案」を受けると、直ちに第16条を削除した。また、第13条の「全ての自然人」を「全ての国民」と書き換えた。この結果、外国人の平等な権利保障が新憲法から消えたのである。

7月になると、さらに「マッカーサー草案」になかった第10条を挿入した。これは、旧帝国憲法の「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と同じような文言で「国民」を規定した条文で、その「法律」が、父親が日本人であることを要件とした1950年の国籍法になった。なお、この微妙な法的操作には重大な意味が隠されていた。…中略…新憲法が施行された1947年5月3日の直前になって、在日朝鮮人を「当分の間」「外国人とみなす」とする外国人登録令が制定されたのである（リケット2006:192-193）。

在日朝鮮人の参政権をみとめず、「外国人とみなす」という方針をうちだしながら、一方では、1948年1月に「義務教育」については、日本人同様に日本学校への「就学義務」を負うとの見解が文部省から示された¹⁾（たなか2007a:19）。ここにも、強制的な包摂と排除の論理がみてとれる。

この文部省の通達「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」をうけて、つぎのよううごきがあった。

3月から4月にかけて各都道府県は、この通達に沿って朝鮮学校にたいし学校閉鎖令を言い渡したため、全国でこの学校閉鎖令への在日朝鮮人の抗議が繰り広げられた。そのため、4月24日、兵庫県では交渉の末、知事が学校閉鎖令を撤回したが、GHQはこの日の夜半に非常事態宣言を発し、この措置を撤回させた。4月26日には大阪で開かれた抗議集会に参加した16歳の金太一（キムテイル）少年が警察官の発砲により翌日に死亡するという事件が起きた（ぱく2008:179-180）。

いわゆる「阪神教育闘争」である。この事態をうけ、文部省は5月5日に「私立学校として認可を申請する」ことを条件に朝鮮学校の存続をみとめた。その後、「在日朝鮮人は、在日中国人とも力を合わせ、…中略…1975年までにすべての朝鮮学校の各種学校・準学校法人認可を得た」（181ページ）。しかし、各種学校の法的位置づけは、一条校（一般の公立学校や私立学校）にくらべると、たいへん不安定な状態にある（ぱく2008:第6章）。

国籍条項の問題

「当分の間」「外国人とみなす」とされていた旧植民地出身者は、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効日から日本国籍をうしなうと宣言された。

日本が主権を回復した1952年4月28日、旧植民地出身者は「外国人」になったとされる。外国人にしてしまえば、あとは「日本国民」でないことを〈口実〉に、さまざまな差別や排除が正当化される。

在日コリアンが「日本国籍」を失ったその日に制定されたのが現在の外国人登録法で、初めて「指紋」押捺が導入され、彼（女）らを直撃することになる。…中略…

同じ時に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法には「国籍条項」が〈再登場〉し、日本の戦争に同じように駆り出されたのに、在日コリアンは国家補償から全く排除された。（たなか2007a:24）

この点について、『裁判中の在日コリアン』ではつぎのように問題を指摘している。

…日本国憲法の10条には「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」としているのに、行政の通達のみで在日コリアンの日本国籍を喪失させたのは憲法違反ではないかという疑いは当然残ります。また、世界人権宣言15条

¹ 1952年以後は、在日朝鮮人/台湾人を「外国人」と規定したため「就学義務」はなくなった（たなか2007a:20）。現在でも日本は「外国人」を義務教育の対象にしていない。

2項が「何人も、専断的にその国籍を奪われたりその国籍を変更する権利を否認されたりすることはない」とうたっていることにも反します。さらに、諸外国に目を向けますと、英国がビルマ（ミャンマー）の独立を承認するにあたり法律を制定して英国国籍との国籍選択権を与えた事例、フランスがアルジェリアの独立に際し在仏アルジェリア人に国籍選択権を認めた事例、日本と同じく第二次世界大戦の敗戦国であったドイツ（旧西ドイツ）がオーストリアの独立に関して国籍問題規正法を制定して在独オーストリア人に国籍選択権を保障した事例等があり、これらの諸外国の事例と比べても、国籍選択権をまったく認めずに一律に在日コリアンの日本国籍を喪失させたのは不当ではないかという意見も説得力があります（在日コリアン弁護士協会編2008:94）。

この旧植民地出身者の国籍問題は、いまだに対策がとられていない。1991年の入管特例法で旧植民地出身者に「特別永住者」という「在留資格」を保障しただけである。柳井健一（やない・けんいち）はこれを「植民地統治、およびその独立にともなう旧植民地出身者の法的処遇という、近代国家形成に付随する歴史的経緯に対する国家の責任という問題」と指摘し、「特別永住者の人権という問題を、外国人の人権という議論枠組のもとで論じることは、間違いである」と主張している（やない2012:85）。

近年、個々人が申請して日本国籍を取得したり、日本国籍の人と結婚し、こどもの国籍を日本国籍にするなどして、朝鮮半島や台湾にルーツをもつ人の国籍は、日本国籍へと移行しつつある。しかし、外国籍のまま生活している人たちもいる。

現在、朝鮮半島出身者は、みっつの「籍」で分断されている。朝鮮籍と韓国籍と日本国籍である。韓国籍は1965年の日韓国交正常化によって認定された国籍である。一方、1947年の外国人登録令から現在にいたるまで使用されている「朝鮮籍」は国籍ではなく、出身地をあらわす「記号」とであるとされている。しばしば誤解されているが、日本政府からすれば、朝鮮籍は「北朝鮮国籍」ではない。なお、在日朝鮮人のなかには朝鮮民主主義人民共和国の発行するパスポートをもっている場合があるが、日本政府はこれを有効なパスポートとは認定していない。朝鮮民主主義人民共和国を国として認定していないからである（国交がないということ）。

インドシナ難民の来日が制度をかえた

1970年代まで、公営住宅や国民年金、児童手当三法に国籍条項をもうけて外国籍の人を排除していた。この状況をかえたのが、難民の来日だった。

この自国民中心主義に思わぬ一撃を放ったのが、75年のベトナム難民の来日だった。同じ年にサミット（先進七ヶ国首脳会議）が発足したことも手伝って、日本の難民受け入れに世界は注目した。ベトナム難民は、公営住宅にも入居できなければ、母子家庭向けの児童扶養手当も支給されなかった。

英紙『ガーディアン』は、「この国（日本）にも〈人種差別〉が存在すること、他民族に対する態度に何か欠けていることを認めない限り、事態の改善は望めない」と論評した（79年）。

やがて、日本政府は、内外人平等を掲げる国際人権規約、難民条約を批准し、公営住宅なども外国人に開放され、国民年金法や児童手当三法の国籍条項もあっさり削除された。

ひと握りの難民が、60万在日コリアンの処遇改善に大きく貢献したことになる（たなか2007:25）。

つまり、1979年に国際人権規約を批准した以上、国籍による差別をかんたんに正当化することはできなくなったということである。なお、日本が難民条約に加入した背景には、アメリカ政府の要請があった。それにはつぎのような背景がある。

アメリカ政府は、東南アジア諸国が、インドシナ難民の大量の流入と滞留のために、経済的、政治的に不安定な状態になり、そのことによって共産主義活動の温床が生まれて、共産主義勢力がそこまで浸透することを懸念して、日本をはじめとする西側諸国が、インドシナ難民をできるだけ多く受け入れることをつよく求めたのである。

他の地域からの人々については、日本政府は、アメリカ政府から、それほどつよい受け入れ要請をうけていなかった（ほんま1990:31-32）。

これはつまり、政策としての難民受け入れは、資本主義国の反共政策の一環でもあるということだ。難民を受け入れるのは「人道上の配慮」だけでなく、「共産圏の拡大をふせぎ、崩壊をみちびく」という意図もあったのである。

逆にいえば、「冷戦以後」の難民政策はあらたな局面をむかえている。難民保護に積極的な国では、ジェンダーの視点や性的少数者の保護など、現代的な人権観にもとづく難民認定の基準が定着しつつある。

国境線を管理する一入国管理局

人の移動を管理する国家機関として、法務省の入国管理局（入管）がある。入管の業務は「出入国管理及び難民認定法」（入管法）に規定されている。

法務省の入管の役割に、日本人および外国人の出入国管理・外国人の在留管理・外国人登録・難民の認定などがある。もうひとつあげられるのは、非正規滞在者、いわゆる“不法”滞在外国人の退去強制である。その退去強制の過程で非正規滞在者は外国人収容所にいれられる。犯罪や強盗など人としての過ちをおかしているわけではなく、単にビザがきれただけの非正規滞在者を収容している。

行政上の入管法に違反したすべての人を収容するため、本国にもどれない人々、すなわち難民申請者・日本人の配偶者・日本に生活基盤をもつ外国人までもがその対象とされる（やまむら2010:172-173）。

長期収容によって拘禁（こうきん）症状になり、精神的不安定や体のさまざまな不調をうったえる人、自殺をはかる人や、じっさいに自殺した人がいる。そのような状況のなかで、被収容者は長期収容者や病人の仮放免（かりほうめん）をもとめてハンガーストライキをするなどして声をあげてきた。2010年3月のハンストはマスコミにも報道され、国会質問でもとりあげられるなど、社会的な注目をあつめた。その結果、1年以上の収容はしないという「明文化されないルール」がつくられたようであり、仮放免される人がふえてきている。

仮放免という身分は、労働資格がない、社会保険に加入できない、月に1度入管に出頭する義務がある、県外にでるときにも入管に許可をえる義務があるなど、社会生活におおきな制約がある。

もし、法務大臣が「在留特別許可」をだせば、不安定な生活から解放される。難民認定の数と比較すれば、在留特別許可の数はおおい。2008年の数字をみてみよう。

2008年は難民申請が1599件に上り、難民認定者数は57人、人道的な配慮による在留特別許可は360人になったが、その大半はビルマ難民に偏重している（くさか2010:182）。

山村淳平（やまむら・じゅんぺい）は難民申請者に「在留特別許可（在特）」がだされることについて、つぎのようにのべている。

難民申請者に在特があたえられるのは、たしかによるこぼしい。だが、それは難民性を否定されたうえでの“恩恵”である。それに在特の継続の保障はなく、支援はいっさいない、きわめて不安定な法的地位である（やまむら2010:169）。

もし難民認定されれば「定住者」という在留資格がえられる。難民条約に加入しているほかの国に難民として移住することもできる。定住者ビザは3年ごとに更新が必要であるが、「永住者」資格にきりかえることもできる。選挙権がないこと以外は、ほぼ日本国籍とおなじ法的権利が保障される。日本の難民認定のすくなさは、欧米諸国と比較するとケタがちがいである。中尾秀一（なかお・しゅういち）の説明をみてみよう。

日本の難民認定申請、また認定は以前より数が増えたとはいえ、欧米諸国と比較するとそれ程大きな数字とはいえません。多く〔の一引用者注〕欧米諸国では1年間の申請者数が数万人、認定者数が数千人に上り、1万人以上を認定する国もあります。例えば、2008年イギリスでは44,423名が申請し、7,287名が認定されています。日本の29年間の合計数よりも一年間の申請数、認定数が多いのが当たり前というのが、欧米諸国の難民認定状況です（なかお2011:147）。

日本は1981年に難民条約に加入した。もう38年になる。しかし、日本の難民認定制度はほとんど機能していないといえるだろう。2017年度には1万9628人が難民申請をした。しかし、そのうち難民と認定されたのは20人である。そ

のほか在留特別許可がだされたのが45人である²。このように、日本では毎年たった10人前後の人が難民として認定されている（2018年度は42人に難民認定、40人に在留特別許可がでた³）。そのほかに、第三国定住のうけいれ制度⁴があり、毎年およそ20人が難民として日本にきている。第三国定住とは、国外に避難している難民を第三国にうけいれるというものである。日本は試験的な導入として、タイの難民キャンプで生活しているビルマ難民（少数民族のカレン人）を2010年からうけいれている。2012年度は難民側が辞退し来日者は0人だった。難民条約に加入していることの意味をあらためて考えなおす必要があるだろう。

外国人労働者をめぐる社会状況

移住労働は、プッシュ要因とプル要因の影響をうける。つまり、その国が不況だったり、政治的に不安定であったりすれば、その国を出国する人が増加する（おくりだす）ことになる（プッシュ要因）。一方、ある国がたくさんの「労働力」を必要としていれば、移住労働者をひきいれることになる（プル要因）。

日本では、経団連は移民うけいれに積極的であっても、法務省の入国管理局は拒否的であるという状況がつづいている。そのため、日本では移民政策といえるものは消極的にしか存在しない。それはむしろ、入国管理政策というべき内容であるといえる。おおきな柱としては、つぎの3つがある。

(1) 日系人とその家族：日本は1990年に入管法を改正し、日系人（とその配偶者や子ども）の在留資格として「定住者」資格をもうけた。定住者は労働になんら制限をおかれないため、デカセギとして南米からたくさんの日系人が入国した。永住志向の人もおおく、「永住者」の在留資格にぎりかえる人もいる。そこで、こどもの教育という問題が浮上している。

2008年のリーマンショック以後、世界的な不況により、たくさんの日系人が失業した。日本政府は2009年の4月から1年間、日系人の帰国希望者に「帰国支援金」を給付した（「帰国支援事業」）。この給付をうけた場合、「当分の間は再入国禁止」としたこともあり、「手切れ金」だと批判をうけた。2013年の10月15日から、帰国支援金で帰国した日系人の再入国が許可された（法務省「帰国支援を受けた日系人への対応について」http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00074.html）。

(2) 技能実習生：「移民二世が発生しない外国人労働者」のうけいれシステムとして、外国人技能実習制度がある。外国人技能実習制度は、建前上は「途上国に技術や知識を伝授する」という「国際貢献」としてつくられた制度である。しかし、実質的には労働力の不足をおぎなう制度であると指摘されている。

工場、あるいは農業や漁業、水産加工業などでは日本人の従事者が不足している現状がある。そこで、1年から3年のあいだ安定して業務にあたる人材を確保するために、技能実習生を導入しているわけである。

日本人は、いつでもイヤになったら退職できる。しかし研修生の場合、研修期間の途中で帰国すると本国の送り出し機関に「罰金」をとられることがあった（やすだ2010:122）。そのため、帰国することもできず、不当な労働環境におかれても自分たちの権利を主張しにくいという問題があった。

しかも2010年の法改正まで、研修生／技能実習生には労働基準法が適用されなかった。そのため、最低賃金がまもられず、場合によっては残業が強制された。パスポートをとりあげる、暴力をふるうなど、研修生にたいする悪質な行為はメディアでも報道されてきた。もちろん、研修先でよい関係をむすび、感謝して帰国した人々もいる。

問題は、日本の労働問題の解決策として技能実習生制度が利用されているということだ。労働環境を根本的に改善することなく、一部に「矛盾」をおしつけ、犠牲を負わせることによって不安定な状況を放置しているのである。2017年11月に技能実習適正化法が施行された。人権侵害をなくすためのとりくみであるが、どれだけ有効性があるだろうか。

(3) 非正規滞在者：日系人や研修生の労働条件よりも、さらに不安定な状況におかれているのが在留資格のない外国人労働者である。入管の取締りがきびしくなかったころ（2004年ごろまで）は、警察官が職務質問でオーバーステイ（超過滞在）の人をみつけても、仕事をしていることがわかれば逮捕しなかったといわれている。そのため、日本で10年以上はたらいてきた非正規滞在者がたくさんいる。40代をすぎたころに、今度はきびしく摘発するという方針をうちださ

² 法務省入国管理局「平成29年における難民認定者数等について（速報値）」（2018年）http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00700.html

³ 法務省入国管理局「平成30年における難民認定者数等について」http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00139.html

⁴ 法務省「第三国定住事業の概要」（2018年）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000343330.pdf>

れ、途方にくれることになる。それでも、こどもが学校に在学しているような場合には在留特別許可ができるようになってきた。しかし、入国時に「不法入国」だった場合は、強制退去命令がくだり、入管に収容されてしまうのが現状だ。収容後、仮放免されても労働はできないことになっている。

2012年7月からはじまった「在留カード」制度では、非正規滞在者は制度から排除され、身分を証明するものがなくなった。以前の「外国人登録証」制度では、非正規滞行者も外国人登録をすることができた。日本政府はこどもの教育を受ける権利などは今までどおり保障するとしている。しかし、それを実施するのは各自治体であり、それぞれの自治体がどれだけ積極的にとりくむかに左右される。

非正規滞行者の権利について、近藤敦（こんどう・あつし）はつぎのように主張している。

非正規滞行者も、表現の自由などの自由権、裁判を受ける権利などの受益権、公教育や最低限の医療などの不可欠の社会権を含む一連の権利を保障されている。多くの西欧諸国の憲法では、こうした権利は、「国民」ではなく、「人」に与えられている。しかし、非正規滞行者は、国民どころか、正規滞行者の外国人に比べても、市民的な平等から、除外されることも多い。また、自らに加えられた不正に対する救済を警察に訴えれば、非正規な状態が明らかになり、退去強制されるので、雇用者や家主に搾取されやすい弱い立場にある。非正規滞行者に合法的なステータスを与え、市民権を認めるのは、入国を待っている他の外国人に対して不公平であるという議論がある。しかし、長期の非正規滞行者が正規化されるのは、彼・彼女らが社会のメンバーとなっているからである（こんどう2001:344-345）。

この社会で生活してきた事実そのものが、その人の在留権や「居住の自由」を裏づけるという視点である。

市民団体、地方自治体のとりくみ、そして国際条約

日本政府の方針は、「移民」にたいして排他的な性格がつよい。しかし、市民のあいだでは「共生」の歴史を基盤としたさまざまな支援活動もひろがってきている（シッパー2010）。なかでも、移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）や移民政策学会などの団体は、活発に支援活動や問題提起をしている。

地方自治体でも、外国人との共生政策をうちだしている地域がある。神奈川県川崎市の川崎市は1996年に外国人の意見を市政に反映させるために「外国人市民代表者会議」を設置した。それ以後、にたような外国人市民会議がいくつかの地方自治体に設置されている。

日本はかつて「余剰人口をへらす」ために移民をおくりだした国である。ハワイや南米、北米には日系人のコミュニティがある（アジアに移民した日本人のほとんどは敗戦後に帰国した（引揚げ）。一部は残留し、定住している）。ペルーでは日系の大統領も登場した（アルベルト・フジモリ）。

いまでも「経費削減」のためにアジア各国に日本の工場をつくっている。その一方で日本への移民を排除することは、倫理的にとおらないのではないか。

国が国際条約を軽視していることと、企業が労働基準法を軽視していることは無関係ではないだろう。国際条約や労働基準法について知識をつけると、自分がおかれている社会の状況がみえてくる。

たとえば、日本の大学や高専などの高等教育が無償化されていないのは、国際人権規約の「高等教育無償化」の条項を政府が「留保」してきたからである。そのことについて、大学生は説明をうけているだろうか。

国籍や在留資格が権利の境界線になっている状況について、「国民」はどれだけ説明をうけ、納得しているのだろうか。また、政治家や公務につく職員は、どれだけ国際人権の理念を把握しているのだろうか。多文化社会における「民主主義」のありかたを模索していく必要があるだろう。

参考文献

阿部浩己（あべ・こうき）2010 『無国籍の情景—国際法の視座、日本の課題』 UNHCR
(<http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/StatelessStudy.pdf>)

池田光穂（いけだ・みつほ）編 2012 『コンフリクトと移民』 大阪大学出版会

移住労働者と連帯する全国ネットワーク編 2009 『多民族・多文化共生社会のこれから』 現代人文社・大学図書

移住労働者と連帯する全国ネットワーク編 2012 『移住者が暮らしやすい社会に変えていく30の方法』 合同出版

移住労働者と連帯する全国ネットワーク貧困プロジェクト編 2011 『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社
 出井康博 (いいでい・やすひろ) 2009 『長寿大国の虚構—外国人介護士の現場を追う』新潮社
 出井康博 2017 『ルポ ニッポン絶望工場』講談社+α新書
 伊豫谷登士翁 (いよたに・としお) 2013 『移動という経験—日本における「移民」研究の課題』有信堂
 岩淵功一 (いわぶち・こういち) 編 2014 『〈ハーフ〉とは誰か—人種混淆・メディア表象・交渉実践』青弓社
 遠藤正敬 (えんどう・まさたか) 2010 『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾』明石書店
 遠藤正敬 2013 『戸籍と国籍の近現代史—民族・血統・日本人』明石書店
 太田晴雄 (おおた・はるお) 2005 「日本のモノカルチュラリズムと学習困難」宮島喬 (みやじま・たかし) / 太田晴雄編 『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、57-75
 長有紀枝 (おさ・ゆきえ) 2012 『入門 人間の安全保障』中公新書
 草加道常 (くさか・みちつね) 2010 「在留特別許可の現在」外国人入国法連絡会編 『外国人・民族的マイノリティ人権白書 2010』明石書店、184-187
 栗原真孝 (くりはら・まさたか) 2008 「ニューカマーの子どもを対象にする教育行政の特徴に関する研究—文部科学省の施策に着目して」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第16号(1)、177-186
 小島祥美 (こじま・よしみ) 2007 「不就学の子どもたち」外国人入国法連絡会編 『外国人・民族的マイノリティ人権白書』明石書店、146-157
 小島祥美 2016 『外国人の就学と不就学—社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会
 近藤敦 (こんどう・あつし) 2001 『外国人の人権と市民権』明石書店
 近藤敦編 2015 『外国人の人権へのアプローチ』明石書店
 在日コリアン弁護士協会編 2008 『裁判の中の在日コリアン』現代人文社
 佐久間孝正 (さくま・こうせい) 2006 『外国人の子どもの不就学』勁草書房
 シッパー、アピチャイ 2010 「日本の多文化民主主義を見据えて—外国人支援NGOが持つ意味」加藤剛 (かとう・つよし) 編 『もっと知ろう!! わたしたちの隣人—ニューカマー外国人と日本社会』世界思想社、233-265
 自由人権協会編 2017 『外国人はなぜ消防士になれないか—公的な国籍差別の撤廃に向けて』田畑書店
 高野麻子 (たかの・あさこ) 2016 『指紋と近代—移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房
 高橋善隆 (たかはし・よしたか) 2010 「「移民のいない日」(2006年5月1日)の衝撃—ヒスパニックはアメリカをどう変えたか」加藤哲郎 (かとう・てつろう) ほか編 『国民国家の境界』日本経済評論社、169-186
 高谷幸 (たかや・さち) 2017 『追放と抵抗のポリティクス—戦後日本の境界と非正規移民』ナカニシヤ出版
 田中宏 (たなか・ひろし) 2007a 「日本という国—外国籍住民の視点から」李洙任 (り・すーいむ) / 田中宏 『グローバル時代の日本社会と国籍』明石書店、15-63
 田中宏 2007b 「日本の戦後処理と国籍問題」『龍谷大学経済学論集』46(5)、135-141
 (<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006607601>)
 田中宏 2013 『在日外国人 第三版—法の壁、心の溝』岩波新書
 丹野清人 (たんの・きよと) 2013 『国籍の境界を考える—日本人、日系人、在日外国人を隔てる法と社会の壁』吉田書店
 陳天璽 (ちえん・ていえんし) 2011 『無国籍』新潮社文庫
 陳天璽 2013 「日本における無国籍者の類型」『移民政策研究』5号、4-21
 田島隆 (とんたに・たかし) 原作 / 鈴木マサカズ (すずき・まさかず) 作画 2010 『ダンダリン—〇—』講談社
 中尾秀一 (なかお・しゅういち) 2011 「難民と歩む社会を目指して」米勢治子 (よねせ・はるこ) ほか編 『公開講座 多文化共生論』ひつじ書房、131-153
 布尾勝一郎 (ぬのお・かついちろう) 2016 『迷走する外国人看護・介護人材の受け入れ』ひつじ書房
 根本かおる (ねもと・かおる) 2013 『日本と出会った難民たち』英治出版
 野口和恵 (のぐち・かずえ) 2015 『日本とフィリピンを生きる子どもたち』あけび書房
 朴三石 (ぱく・さむそく) 2008 『外国人学校』中公新書
 樋口直人 (ひぐち・なおと) 2014 『日本型排外主義—在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会
 付月 (ふー・ゆえ) 2008 「常居国による無国籍者の権利保障について—常居国に居住する権利を中心に」『法政論叢』44(2)、1-12 (<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006950797>)
 フォークス、キース 中川雄一郎訳 2011 『シティズンシップ—自治・権利・責任・参加』日本経済評論社
 本間浩 (ほんま・ひろし) 1990 『難民問題とは何か』岩波新書
 宮崎幸江 (みやざき・さちえ) 2014 『日本に住む多文化の子どもと教育』上智大学出版
 宮島喬 (みやじま・たかし) 2014 『外国人の子どもの教育—就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会
 民族差別と闘う関東交流集会実行委員会編 1985 『指紋押捺拒否者への「脅迫状」を読む』明石書店

モーリス＝スズキ、テッサ 2013 『批判的想像力のためにーグローバル化時代の日本』平凡社ライブラリー
もりき和美（もりき・かずみ） 1995 『国籍のありかーボーダレス時代の人権とは』明石書店
師岡康子（もろおか・やすこ） 2012 「外国籍の子どもの教育権の否定」外国人権法連絡会編『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書』外国人権法連絡会、37-39
矢板晋（やいた・すすむ） 2012 「外国人の周辺化と日本語教育ー栃木県真岡市の事例から」『研究論集』（北海道大学大学院文学研究科）12、433-455
保井隆之（やすい・たかゆき） 2009 『みんなが主人公の学校』大日本図書
安田浩一（やすだ・こういち） 2010 『ルポ 差別と貧困の外国人労働者』光文社新書
柳井健一（やない・けんいち） 2012 「外国人とは誰か？」陳天璽（ちえん・ていえんし）ほか編『越境とアイデンティフィケーションー国籍・パスポート・IDカード』新曜社、69-90
山村淳平（やまむら・じゅんぺい） 2010 『難民への旅』現代企画室
山村淳平 2014 「チャーター機による大量強制送還の実態」『移民政策研究』6号、166-179
山本敬三（やまもと・けいぞう） 1979 『国籍 増補版』三省堂
リケット、ロバート 2006 「朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策」大沼久夫（おおぬま・ひさお）編『朝鮮戦争と日本』新幹社、181-261

用語解説

インドシナ難民：ベトナム、ラオス、カンボジアからの難民。この3国が1975年に社会主義体制になったことが背景にある。

国籍法：国によって、ちがいがある。こどもの国籍を親の国籍によって規定するのが血統主義である。その地で出生したことを根拠に国籍を認定するのが出生地主義である。日本人が出生地主義の国で出産すれば、そのこどもは重国籍になる（日本は血統主義をとっているから）。日本では重国籍をみとめていないため、その人は22才になるまでに国籍を選択しなければならない。現在、重国籍をみとめている国はたくさんある。

日本は、1984年に国籍法を改正するまで、父系血統主義をとっていた。それまでは、父親が日本国籍であれば、こどもは日本国籍になるという規定だった。女性差別撤廃条約を批准するためには、父系主義という性差別をなくす必要があった。そこで国籍法を改正し、父母両系血統主義にした。

戸籍制度：戸籍は、さまざまな規範にもとづいた制度である。異性愛、性別二元論、夫婦同姓、家制度、婚外子差別などである。天皇・皇族には戸籍がなく「皇統譜」に記載されている。結婚などで皇籍離脱する場合はあたらしく戸籍がつくられる。戸籍は日系人である証明書としても利用されている。

強制退去（強制送還）：日本は、帰国すれば生命の危険がおびやかされる難民を難民認定せずに強制送還することがある。そのたびに国際的な批判をあびている。何年も日本で仕事をしてきた非正規滞在者にとっても、強制送還は脅威である。

無国籍：「国籍はだれにでもある」わけではない。無国籍の人は世界中にいる。国籍法が国ごとにちがうこと（とくに血統主義と出生地主義）、親が出生届をだせない状況にあること、親が非正規滞在者であること、国交の有無などが関係している。無国籍ネットワークというグループがある（<http://www.stateless-network.com/>）。日本は無国籍条約（無国籍者の地位に関する条約と無国籍の削減に関する条約）に加入していない。

高等教育：高専、大学、短大、大学院などの教育のこと。初等教育は、おもに小学校教育をさす。
中等教育は中学・高校の教育をさす。

指紋押捺：「外国人登録」の一環として、1955年から1993年まで、外国人は義務として指紋をとられていた。80年代に指紋押捺拒否運動がさかんになり、社会問題になっていた。拒否運動に賛同する「日本人」もたくさんいた一方で、つよく反発し、差別はがき（脅迫状）をおくりつけた人たちもいた。／これとはべつに、2007年から外国人は日本への入国時（あるいは再入国時）に顔写真と両手の人さし指の指紋がとられている。このような制度は2004年にアメリカが導入したのが最初のもの（US-VISIT）。現在、東アジアでは日本、韓国、台湾、中国などで実施されている。

EPA外国人看護師・介護士：これは経済協定であり、日本は要望をうけいれて実施しているもの。日本の看護師・介護士不足をおぎなうためのものではない。くわしくは、いでい（2009）、ぬのお（2016）。

労働基準法：移民について議論するとき、あたりまえのように「安い労働力」という表現がつかわれる。しかし、日本で労働するかぎり国籍に関係なく、労働基準法が適用される。「外国人だから」といって賃金を低くすることは許容されていない。労災もでる。企業が外国人の雇用を派遣労働やアルバイトなど、非正規雇用（正社員ではないという意味）に限定してしまうと、「安い労働力」あつかいすることになる。非正規雇用の問題は、「日本人」の若者にもいえることであり、労働問題の全体像をとらえたとうえで、移住労働者の状況を理解する必要がある。「日本人」が喜んで就労する職場には「外国人」は採用されにくくなる。逆に、「日本人」がさけがちな職場には「外国人が必要」となる。そのような立場の違いがある一方で、非正規雇用という意味では同じ立場におかれている場合もある。

さらに理解をふかめるために

・外務省のサイトの「ビザ（査証） 就労や長期滞在を目的とする場合」のページで、日本で就労・長期滞在するためのビザにはどのような種類があり、どのように規定されているのかをチェックする。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/>

・技能実習生についてのニュースをチェックする。

・『毎日新聞』の「にほんでいきる」特集、『西日本新聞』の「新 移民時代」特集をチェックする。

おすすめ映画

『正義のゆくえ』 『9.11 自由への扉』 『扉をたたく人』 アメリカの入国管理、移民や難民の状況。
『13歳の夏に僕は生まれた』 イタリアへのボートピープルをめぐって。
『君を想って海をゆく（Welcome）』 フランスからイギリスへと国境をこえようとする非正規滞在者とフランス社会。
『墮天使のパスポート』 イギリスの非正規滞在者。
『この自由な世界で』 イギリスの外国人労働者。
『ビューティフル・ピープル』 イギリスへの難民や移民。
『パリ20区、僕たちのクラス』 フランスのパリ、移民の多い学区での学校の風景。
『エリジウム』 SF。荒廃した地球に暮らす貧民と快適な宇宙空間に暮らす裕福層。SF的アパルトヘイト状況。
『バンガ？ バンガ！』 韓国の外国人労働者。コメディ。
『風がとどまる場所ヒマラヤ』 韓国映画。外国人労働者の故郷をたずねてネパールへ。遺骨をとどけるために…。
『ターミナル』 スティーブン・スピルバーグ監督、トム・ハンクス主演のコメディ。
『僕らはみんな生きている』 アジアでビジネスをする日本人をえがいたコメディ。マンガ版もある。
ドラマ『ダンダリン』 労働者の権利について。マンガ原作。

参考になる雑誌

『Mネット（Migrants Network）』 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）が発行。
『国際人権』
『移民研究』
『移民政策研究』
『難民研究ジャーナル』
『多言語多文化—実践と研究』 (<http://repository.tufts.ac.jp/handle/10108/13>)
『コリアンマイノリティ研究』
『月刊みんぱく』 (<http://www.minpaku.ac.jp/museum/showcase/bookbite/gekkan>)
『共生の文化研究』 愛知県立大学 多文化共生研究所 (<http://www.for.aichi-pu.ac.jp/tabunka/journal/>)
『自治体国際化フォーラム』 (<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/>)
『異文化間教育』
『法律時報』

学生のコメント

…私の家の近くにはブラジルから来た人がたくさんいる団地がある。その付近の友達に会うと、異文化を感じられることがある。もちろん、彼らの方が異文化とふれる機会が多いだろう。逆の立場になったときに自分は何を思うだろう。…後略…

僕が小学校、中学校に通っていたとき、学校には日系ブラジル人など外国人がたくさん友達にいたので、彼らのことを考えながら『ブラジルから来たおじいちゃん』を見ました。外国人の友達や、彼らの親がどうして日本にきたのか、また、どのような人であったのか何も知りませんでした。僕の友達には外国人はたくさんいたので別に珍しくもなく、差別やいじめはなかったけど、彼らの親が子供のときには、あったのかもしれないと思うと悲しくなります。また、今習っていることなどの知識を昔から知っていたら少し接し方も変わったと思います。…後略…

…ビデオで出てきたファビオくんをどこかで見たことあると思ったら元サッカー選手で今は実業家、YouTuberのファビオさんだったのにびっくりしました。最近ファビオさんのYouTubeよく見ているので驚きです。

私は幼少期に集合住宅に住んでいたことがあり、そこには日系ブラジル人やフィリピンから来た人々が何名も住んでいたことを思い出しました。特に私はフィリピンから来た女の子と仲が良く、その子の誕生日パーティ（結構盛大）に招かれたり、遊ぶ日が日曜だったりすると家族で行く教会に連れていってもらったりと様々な経験をさせてくれました。今でもその仲は健在です。ですが当時（私が小学生の頃）はその子の両親も全く日本語が話せず、その子もあまり日本語が上手ではなかったため男の子にからかわれたり、異質な目で見られていたことを私も幼いながら認知していました。今でこそそういった偏見をされることは全くなくなりましたが、彼女は当時相当傷ついたと思います。DVDでもファビオ君が「いじめとか、勉強とか色んな理由で学校に行かなくなる」と言っていたように、その子はたまに学校を休んだりしていました。そのことを思い出すと胸が痛みます。それでも今は美容師になるという夢を叶えており、私よりもしっかりした意見を持ち私よりも常識人ですが…。とにかく幼い頃から私に異文化を教えてくれた彼女とその家族には感謝しています。

…家の近くに外国人が多く住む団地がありますが、私はその団地はとてもグローバルな場所がいいと思いますが、友人が“あの団地外国人多いから治安悪いよね”というのを聞いてショックを受けました。…後略…

【あべのコメント：外国の食材をたくさんあつかっているスーパーがあつたりするし、たのしいと思うんですけどね。】

今回、ブラジルと日本を舞台にした映画だったので、とても身近に感じながら見ていました。なぜかという、私は小牧市出身で、学校にいるハーフの子たちはほとんどブラジル人だからです。こんのさんが訪れていた、広島で暮らす孫さんたちの家族の置かれている状況を聞いても、おそらくこの映画が撮影されてからしばらく月日が経っているはずなのに、私の中学校にいたハーフの友だちから聞いた状況とほとんど同じでした。両親はほとんど夜勤で家におらず朝から晩まで働いていて、子どもは漢字をたくさん使う国語が苦手だったり、何年か経ったらせっかく友だちができてブラジルに帰らないといけなかったりと、友だちに重なる部分が多かったです。…後略…

高校で日本に住む外国人児童について学習したとき、日本語も外国語も不自由な「ダブルリミテッド」の子供たちについて知りました。彼らは、日本の学校の授業に日本語が分からないためついていけず、「自分には母国があるから授業に出なくても良い」と思うようになるものの、母国に帰っても母国語が分からず、周囲にもなじめないといった問題を抱えると学びました。今日見た映画には、学校に「日本語教室」というのがあったが、実際日本語教室のある学校は少なく、「日本語教師」というのも普通の教師が兼任していることがほとんどで、近年は教師の過労なども問題になっており、日本語教師の人数は充分ではないそうです。…中略…高校のクラスメイトにモロッコから来た女の子がおり、彼女はイスラム教でスカーフをかぶっていました。彼女の両親も日本語が得意ではなく、勉強は簡単ではなかったと言っていました。しかし、彼女はクラスの中でトップ3に入るほど頭が良く、そのことについて話すと、「スカーフをかぶった見た目日本人ではない私たちは人一倍勉強ができないと就職が難しいから」と言っていました。…後略…

…私は中・高の時バスケット部に所属していました。バスケの練習を公園でやっているときよく、フィリピン人が来て試合をやります。相手が話していることはよくわからなかったですが、「バスケ」という道具を使って、なんとなく相手がやりたいことを理解することができました。海外の人と交流するにはスポーツが一番いいと感じました。

私の中学生のときに出会った友達の中に、日本人とブラジル人のハーフの男の子がいます。その友達は今まではほとんどずっと日本で暮らしていて、年に一度親戚に会うためにブラジルに帰っていました。高校までは日本の普通の学校に通っていましたが、今、大学には行っていません。今年の夏にブラジルに引っ越すそうです。これから先はずっとブラジルで暮らすそうですが、日本は2つ以上の国籍を持つことができないので、日本人国籍をもったままブラジルに行くと言っていました。私自身、父の仕事の関係でカナダに2年住んでいましたが、周りの日本人の友達や、日本人とカナダ人のハーフの友達も、日本の国籍にするか、カナダの国籍にするか、家族と真剣に悩んでいました。どうして日本は、2つ以上の国籍をもつことを許可しないのか不思議です。…後略…

高校1年の時、中国から来た子が二人同じクラスにいた。国語の授業以外は同じように授業を受けていたし、皆と仲良くしていたが、二人で中国語で話していることが多かったし、他の学年の中国から来ている人とも仲良く話しているのを度々見かけた。今思えば、これはやはり同郷で、同じ言語を話せる人だからそこで小さいコミュニティのようなものを形成していたのかもしれない。きっと私がその立場だったら、同じことをするだろうとも思った。TVで海外に移住した人々のことを放送している番組もあるが、そこでも日本人同士でよく集まっていると言っていた気がする。

…中学校の時のクラスに一人中国人の女の子がいて、確かに少し日本語が苦手だったが、クラスの中に馴染んでいた。しかし、交換留学のような形で中国人の子が学校にきたときは、母国語で会話ができ、スムーズにコミュニケーションがとれるからか、いつもよりどことなく活き活きしてうれしそうだった。やはり、同じ言葉を話す人というのは心強いのかなとも思う。

中学校の時、ブラジル人の男子学生がいました。私の中学校は田舎にあって当時、外国から来た学生は彼1人だったので映画の中のような日本語学級はなくて、普通のクラスで勉強しないといけない環境でした。日本語がほとんど話せず、先生もポルトガル語を話せる人がいなかったので度々校則をやぶる男子学生を注意しても、彼は何がだめで怒られているのかも分からず、ストレスや感情が爆発したのか分かりませんが、先生をなぐってしまい、学校が手に負えないと判断してその学生は退学になりました。生徒数が1000人をこえる学校だったので彼は圧倒的少数派の立場にむりやり立たされ、言葉も分からないのに多数派は少数派にあゆみよることはせず、排除する私の地元は多文化社会とは程遠いと思いました。…後略…

…中学校までは、クラスに必ず1人以上はブラジルの子がいました。ブラジルの子の数がとても多かったので、その子たちはいつもブラジル人同士で固まって行動していたので、私はほとんどブラジルの子と話したことがありませんでした。…後略…

今、日本にたくさんの外国人がやって来ますが、中でも中国人が一躍話題になりました。“爆買い”と呼ばれる、衝動的かつ大胆な買い物をしたり、並んでいる列に横入りをしてきたりなどの行動が目立ったからです。…後略…

【あべのコメント：日本は、爆買いにむかない場所ですね。韓国にいくと、巨大ショッピングモールがあって、おおきなカートで爆買いできるようになっています。そもそも環境がちがう。韓国だと、高層マンションに住んでいる人が多いので、爆買いは日常なこと。逆に困ったのは、そういったモールが第2第4日曜日を休業日にしていること。】

最近韓国では難民問題が深刻です。ソウルの美術館に行った時、ちょうど社会問題と密接なテーマを扱う作品を見ました。私と同年の男の子が出て自分の話をする内容でした。男は生まれてすぐ決まった選択肢は海と銃弾だったと言いました。海を渡って逃げたり、殺されたりという話でした。死んだ友だちを背に負った時の重さを覚えていると言った時の顔はとても悲しく見えました。でも難民を受け入れる国の国民たちはまだ否定的な見方が多いです。他の国の難民が起こした犯罪や事件を見て、あの人たちもみんな同じだろうと思います。実はそんなに簡単に言うほどたやすい問題ではありません。人々の人生をすべて排除したまま、全ての難民たちはこうだろうと無差別に非難するインターネット新聞のコメントを見て、本当におどろきました。不安な社会を心配することは分かるが、難民たちについて話す時、貧しい人たちだから、肌が黒いから、うちの国の税金がもったいないから一だという内容がすごく多かったです。私が美術館で見た難民の姿は本当に重かったです。やっぱりこんな社会の雰囲気は政府が正さなければならぬと思いました。

【あべのコメント：俳優のイ・ジョンジェさんが難民について積極的に発言していますね。影響力のある人の発言は、とても意味のあることだと思います。】

私にとっての「ふつう」とは何か、改めて考えました。そもそもこのふつうは主観的な考えであり、自身の生活や経験から形成される。その人にとっての「ふつう」は、他の人にとって「ふつう」ではないのはもちろん考えられるし、その言葉が無意識に他人を傷つける、差別とも捉えられる事もある。私は主観的な言動に注意を払えるよう、先入観や偏見を少しでも小さく出来るために教養というのは必要ではないのかと考えている。配布プリントにあり、共感したのは、「一人でいるのは楽だ」という事だ。自由に、相手を意識することなく行動出来るが、確かに自分は人との付き合いから生まれる問題から逃げているだけではないのかと自分の行動を思い直すきっかけになった。そもそも、あり得ない話だが、この世に自分しか存在しなかったら、比較する人もいないし、自分が「当たり前」となるため悩みというものもないのかもしれない。

【あべのコメント：周囲の「当たり前」がしんどいと感じたとき、環境を変えてみたら、すごく楽になるということもあります。世界は一つだけではないので、いまここにある現実だけがすべてではない。たくさんの「当たり前」にふれていけたらいいですね。】

「出稼ぎ」が向こうの言語に入っている?! Dekaseguis?…後略…

【あべのコメント：第2回のプリントに「文化を持ち込む主体であった」というフレーズはまさに、そういうことです。異文化の接触があれば、言語も接触する。「日本語からの借用」（「外行語」）は案外いろいろあります。】

私が通っていた中学では、親がコロンビア人の友達があった。その子はとても元気でいつも周りを明るくしていたが、高校を中退し現在は色々な職を転々としている。同窓会の時話を聞いたが、「高校でも職場でもいくら日本語がわかっているでも見た目でみんな離れていく」「だからこそ受け入れてくれていた中学時代はとても楽しかった」と言っているのを思い出した。…後略…

ペルー国籍の友だちがいます。小学生の頃からずっと日本にいて、今は通っていた小・中学校で、親宛てに子どもに配られるプリントを、スペイン語やポルトガル語に翻訳する仕事をしている子です。その子は日本語が話せるけれど親は話さなくて、小さな頃からインターホンの対応とかタクシーを呼ぶのとか、日本語で日本人と関わらなければならない場面ではいつも自分がしていたと言っていたのを思い出して、外国で暮らす大変さがあることを改めて感じました。その子は日本語うまいと言われるのが嫌と言っていたりアメリカ旅行から日本に帰ってきたときに帰国した～とは思わないよと言っていて、外国に住むってどんな気持ちとか考えを持って暮らしているんだろうと思いました。

私の兄はジャニーズのアイドルグループが大好きです。すごく大好きなので、そのグループのCDを買ったり、ライブに行ったりします。そんな話をすると、友達に「お兄ちゃんって、ゲイなの?」といつも聞かれます。私の兄はゲイではありません。兄は彼らをリスペクトしており、憧れをもっているだけなのです。私はそういうことを質問してくる友達に疑問を持っています。それは、「どうして、男性がある男性に好意を持つことをゲイだと決めつけるのか」ということです。女性が好きな女優さんやモデルさんに憧れを持つことはよくあります。それは、男性も同じだと思います。多様な見方で考えることが大切だなと感じました。…後略…

日本では帰国子女やハーフの人たちについて特別な考え方をすることが多いと思う。小学校の時にハーフの友達があったが、その子が他の子とは違うことをすると「ハーフだから、やっぱり。」と言っている子がいた。また別の子は両親が離婚していたためイギリス、日本のハーフだが、英語を話せなかった。その子が学校の授業で質問をすると「親に聞けばいいのに。」という声もあった。ハーフ、帰国子女だから日本語以外が話せるというのは偏見で、その人たちそれぞれの事情も考えないといけないと思う。

日本人が韓国人や中国人に嫌悪感をもっている人が多いのは親しみももちやすいからなのではないかとも思った。ほりの深い明らかに私たちとは違う民族だと分かる顔立ちの西洋人とモンゴロイド系の似た顔立ちをしている韓国・中国人ではたとえば食事をする際に日本においては非常識とされる行動をとったときに後者のほうがより受け入れられ辛い傾向があるように思う。私はK-POPが好きでよく聞いていますが、そのことを言うと「反日?」と聞いてくる人が少なからずいます。今はそうではありませんが、日本人なら韓国のものはすべて嫌って当然という空気があるように思います。彼らを嫌うあまり、素晴らしい芸術を見逃してしまうのはもったいないと思います。

…僕は韓国のアイドルが好きです。Twitterなどでそのことを言うとたまに反日だなどとののしられることがあります。

以前、外国人に日本についてどう思うかインタビューしている場面をテレビで見ました。1人の外国人は、「日本大好き！僕は日本のアニメやマンガが大好きで侍もかっこいい！トイレにはウォッシュレットもあって何よりサービスの良さに感動した！」とっていました。もう一人の外国人は、「元は日本のアニメを見て、日本に興味を持ち始めたのだが、実際に生活してみると、みんな笑顔で働いていて一見すると平和なんだけど、その裏で過労死や残業があって、労働者の苦勞があることを知った。だから、日本の社会の改善すべきところは…」とっていました。前者は、日本のことをほめてくれて、日本思いのいい人だなあと思いました。後者は日本の改善すべき点を指摘し、日本のよくないところを言っていて少し悲しい気持ちになりましたが、実際に日本の事をよく理解し考えているのは、後者の方だと思いました。こんな風に日本に対していい事を言ってくれるから「親日」、日本の悪いところを指摘しているから「反日」という考えを持つ人が多いように思いますが、「親日」か「反日」かが良いか悪いか一概に言うことはできないと思います。そもそも「親日」、「反日」の基準もあいまいな気がします。…後略…

…似た者同士でコミュニティを形成することは良いことだと思いますが、愛国心に埋もれて、周りが見えなくなることはとても危険だと思うので、依存しない方が良いなと思いました。

私は火曜日に、「マレー世界のエスニシティと国民国家」という研究概論の講義をうけています。中心はインドネシアについてなのですが、インドネシアにはインドネシア人はいません。今回の講義プリントには「日本人」って、だれのこと？という項目がありました。国籍や血液、居住地、言語という形にしてみると俗に言う「日本人」は分かりやすいものだと思います。比較してインドネシアにういて学んだものを復習してみました。インドネシアは人口が多い順にジャワ人、スダ人、マドゥラ人となっています。インドネシア語というのは存在せず、マレー語（マレーシア、マレー人たちが使用していた言語）をインドネシア地域で使うと、それをインドネシア語と呼ぶのですが、公用語として広く使われるのは英語です。日本と比較すると、私にとっては驚きがありました。では、インドネシアというのはどのような国なのか、そんなことを講義で学んでいます。それを少しばかり紹介させてもらいます。インドネシアとはそもそもそういう国は50年前には存在していませんでした。大航海時代を経てヨーロッパがアジア、インド洋に進出し、香辛料を求めて技術を発展させていきました。マレーにいた民族を分割したイギリスとオランダによってインドネシアが生み出されたそうです。なので、民族が同じでも違う国になってしまっている地域があるようです。私は先生が話していた「国境という線がひかれ、○○という国名がつけられただけで世界中住んでいる生物としては皆同じ」という言葉はステキだと思いました。民族を越えるというのは、こういうことではないかと考えます。
